Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成25年10月21日 四国地方整備局建政部 計画・建設産業課

11月は「建設業取引適正化推進月間」です!

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成22年度より、建設業の取引適正化に集中的に取り組むため、 11月を「建設業取引適正化推進月間」(以下「月間」という。)として、国 土交通省及び都道府県において法令遵守に関する活動を行うこととしていま す。

四国地方整備局では、本月間において、以下のとおり法令遵守に関する活動 を行うこととしましたので、お知らせします。

1. 建設業法令遵守の周知啓発

四国地方整備局、管内各県、各市町村、関係団体において適正取引の推進に関するポスターを掲示するほか、当局ホームページにおいて月間の趣旨、取組内容を広報することで、建設業の取引適正化に関し法令遵守の周知啓発を行います。

2. 建設業者等を対象とした講習会の開催

社会保険未加入対策の推進に関する取組や元請下請間の契約適正化等、建設業法令遵守について、建設事業者を対象とした講習会を開催します。

① 1 1 月 1 2 日 (火) 14:00~16:00 徳島市 徳島県庁講堂

②11月19日(火)14:00~16:00 松山市 愛媛県男女共同参画センター

③ 1 1月20日(水) 14:00~16:00 高松市 高松サンオ。-ト合同庁舎アイホール

④ 1 1月22日(金) 14:00~16:00 高知市 高知県庁正庁ホール

(①~④に係る講習会に係る詳細は別添のとおり)

3. 立入検査の実施

元請下請関係の適正化にむけた建設業法違反事項に係る是正指導や建設業法令遵 守の啓発指導を目的として、大臣許可業者に対して立入検査を実施するとともに、 四国4県の建設業担当部局と知事許可業者への合同立入検査を実施します。

立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況の確認等についても併せて実施します。

4. その他

平成26年4月より消費税率の引き上げが決定されたため、上記実施内容の中で 消費税転嫁対策の周知徹底を図ります。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部 計画·建設産業課 課長 久保田 一成 課長補佐 杉浦 敏樹 (087)851-8061 (内線 6121·6142)

建設業における社会保険未加入対策及び建設業法令遵守講習会の開催について

この度、四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会の主催により、四国管内の建設事業者を対象とした「建設業における社会保険未加入対策及び建設業法令遵守講習会」を開催します。

本講習会では、社会保険未加入対策の推進に関する取組、元請下請間の契約 適正化、平成26年4月より消費税率引き上げの決定を受けての消費税転嫁対 策の周知及び社会保険担当部局による社会保険制度の説明を行います。

多数のご参加をお願いいたします。

■ 1. 会場

- 11月12日(火)14:00~16:00 徳島市 徳島県庁講堂
- 1 1月19日 (火) 14:00~16:00 松山市 愛媛県男女協同参画センター
- 1 1月20日 (水) 14:00~16:00 高松市 高松サンポート合同庁舎アイホール
- 1 1月22日(金) 14:00~16:00 高知市 高知県庁正庁ホール

■ 2. 講習内容(案)

- (1) 社会保険未加入対策の推進に関する取り組み
- (2) 社会保険制度について
- (3) 建設業における法令遵守

■3. その他

- (1)参加申し込みは、別紙参加登録票に必要事項を記入の上、ファクシミリにより四国地方整備局あて送信してください。(会場収容人数に限りがありますので、参加登録はお早めに願います。)
- (2)駐車場が併設されていない会場もありますので、周辺有料駐車場の ご利用や公共交通機関でのご来場をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

■電 話 : 087-851-8061 (代表)

■ F A X : 087-811-8414

■担 当 : 杉浦・崎山(内線 6142・6148)

開 催 趣 旨 等

昨年度から建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するため、行政、建設企業その他建設産業に関わる者が一体となって建設業における社会保険未加入対策を推進することとしており、四国におきましても、昨年7月30日に「四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会(以下、「四国地方協議会」という。)」が設立され、現在、62の建設業団体等及び11の行政機関により活動を行っています。

四国地方協議会の活動内容は、社会保険未加入対策の推進上の課題に関する意見交換や、取組方針に関する協議・確認、取組状況の情報共有等の外、社会保険の加入徹底に向けた周知啓発を行うこととしているため、本説明会は四国地方協議会が主催となり四国管内の全ての建設事業者を対象に実施するものです。

また11月は「建設業取引適正化推進月間」として国土交通省並びに各都道府県が連携し建設事業者に向けた法令遵守指導に係る取り組みを重点的に実施する期間とされているため、建設業法令遵守に係る説明も併せて実施します。

(別紙)

宛先: 国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課宛

(Fax : 087-811-8414)

『建設業における社会保険未加入対策及び建設業法令遵守講習会』

参 加 登 録 票

1. 参加会場(※参加希望会場に〇を付してください。)

徳島 (徳島県庁 講堂 11 月 12 日 14:00~)
11 月 5 日 17:00 締め切り
愛媛 (愛媛県男女共同参画センター 11 月 19 日 14:00~)
11 月 12 日 17∶00 締め切り
香川 (高松サンポート合同庁舎アイホール 11 月 20 日 14:00~)
11 月 13 日 17:00 締め切り
高知 (高知県庁正庁ホール 11 月 22 日 14:00~)
11 月 15 日 17:00 締め切り

2.

企業名。参加者等

企業名	
参加者	
連絡先	Tel Fax E-mail

【重要事項】

〇説明当日も本参加登録票を利用して会場受付を行いますので、ファックス 後も本書を保管し、当日は会場にご持参ください。

【お問い合わせ・返信先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 杉浦・崎山

Tel: 087-851-8061 (代表) 《内線 6142・6148》

087-811-8414 Fax: